

Wi-Fi 環境整備補助金交付の手順

1. 工事の検討・見積もり

・NTT 西日本お客様相談センター(TEL 0120-947-376)へご相談ください。補助金の交付申請に必要な①新規回線契約(必要な場合のみ)、②Wi-Fi アクセスポイントの見積もり(必須)、③工事の見積もり(必要な場合のみ)、④Wi-Fi アクセスポイントの位置を図示した図面等のご相談に対応します。

2. 補助金等交付申請書を提出

・補助金等交付申請書に必要事項を記載し、工事等の見積書、Wi-Fi アクセスポイントの位置を図示した図面等を添付して和歌山市内の方は県庁観光交流課まで、その他の地域の方は各振興局地域振興部企画産業課に提出して下さい。

・申請書の様式は、県観光交流課ホームページに掲載しております。また、各振興局地域振興部企画産業課等で配布しております。申請書類の作成に関する不明な点等ありましたら、県庁観光交流課、各振興局地域振興部企画産業課にお問い合わせ下さい。

【補助金額の計算方法】

施設ごとに以下の①から④の手順で算定します。金額は、全て消費税及び地方消費税分を抜いた金額で算出します。※商店街組織等の場合は別途ご相談ください。

- ① Wi-Fiアクセスポイント1台あたりの設置経費(A)
補助対象事業額をアクセスポイント設置数で除した額。
- ② 1台目の補助額の算定(B)
(A)が15万円未満ならば当該経費、15万円以上の場合には15万円。
- ③ 2台目以降の補助額の算定(C)
(A)が15万円未満ならば、当該経費の2/3の額に、Wi-Fiアクセスポイントの設置数から1を引いた数に(A)を乗じた額。
(A)が15万円以上の場合には、上限金額の10万円に、Wi-Fiアクセスポイントの設置数から1を引いた数に10万円を乗じた額。
- ④ (B)と(C)を足して、千円未満の端数を切り捨てた額が補助金額となります。ただし、205万円を補助限度とします。

3. 交付決定通知書の受領

・書類審査のうえ、各地域の県担当窓口から交付決定通知を送付します。

4. 工事の実施

・必ず交付決定通知を受けてから、設置工事等に着手して下さい。

・事業内容の変更、経費の配分変更、交付金額の変更が必要な場合には、各地域の県担当窓口までご相談下さい。

5. 実績報告書の提出

・補助事業実績報告書に必要事項を記載し、経費の明細及び支出の根拠となる書類(契約書、納品書、領収書の写し等)、Wi-Fi アクセスポイント設置箇所及びステッカーを掲示した写真等を添付して各地域の県担当窓口へ提出して下さい。

・報告書の様式は、県観光交流課ホームページに掲載しております。また、各振興局地域振興部企画産業課等で配布しております。

6. 確定通知の受領

・書類審査及び現地調査等により確認のうえ、各地域の県担当窓口から補助金の額の確定通知を送付します。

7. 補助金請求書の提出

・補助金請求書を、各地域の県担当窓口へ提出して下さい。

8. 補助金の受領

Wi-Fi 環境整備補助金交付の手順

1. 工事の検討・見積もり

・NTT 西日本お客様相談センター(TEL 0120-947-376)へご相談ください。補助金の交付申請に必要な①新規回線契約(必要な場合のみ)、②Wi-Fi アクセスポイントの見積もり(必須)、③工事の見積もり(必要な場合のみ)、④Wi-Fi アクセスポイントの位置を図示した図面等のご相談に対応します。

2. 補助金等交付申請書を提出

・補助金等交付申請書に必要事項を記載し、工事等の見積書、Wi-Fi アクセスポイントの位置を図示した図面等を添付して和歌山市内の方は県庁観光交流課まで、その他の地域の方は各振興局地域振興部企画産業課に提出して下さい。

・申請書の様式は、県観光交流課ホームページに掲載しております。また、各振興局地域振興部企画産業課等で配布しております。申請書類の作成に関する不明な点等ありましたら、県庁観光交流課、各振興局地域振興部企画産業課にお問い合わせ下さい。

【補助金額の計算方法】

施設ごとに以下の①から④の手順で算定します。金額は、全て消費税及び地方消費税分を抜いた金額で算出します。※商店街組織等の場合は別途ご相談ください。

- ① Wi-Fiアクセスポイント1台あたりの設置経費(A)
補助対象事業額をアクセスポイント設置数で除した額。
- ② 1台目の補助額の算定(B)
(A)が15万円未満ならば当該経費、15万円以上の場合には15万円。
- ③ 2台目以降の補助額の算定(C)
(A)が15万円未満ならば、当該経費の2/3の額に、Wi-Fiアクセスポイントの設置数から1を引いた数を乗じた額。
(A)が15万円以上の場合には、上限金額の10万円に、Wi-Fiアクセスポイントの設置数から1を引いた数を乗じた額。
- ④ (B)と(C)を足して、千円未満の端数を切り捨てた額が補助金額となります。ただし、205万円を補助限度とします。

3. 交付決定通知書の受領

・書類審査のうえ、各地域の県担当窓口から交付決定通知を送付します。

4. 工事の実施

・必ず交付決定通知を受けてから、設置工事等に着手して下さい。

・事業内容の変更、経費の配分変更、交付金額の変更が必要な場合には、各地域の県担当窓口までご相談下さい。

5. 実績報告書の提出

・補助事業実績報告書に必要事項を記載し、経費の明細及び支出の根拠となる書類(契約書、納品書、領収書の写し等)、Wi-Fi アクセスポイント設置箇所及びステッカーを掲示した写真等を添付して各地域の県担当窓口へ提出して下さい。

・報告書の様式は、県観光交流課ホームページに掲載しております。また、各振興局地域振興部企画産業課等で配布しております。

6. 確定通知の受領

・書類審査及び現地調査等により確認のうえ、各地域の県担当窓口から補助金の額の確定通知を送付します。

7. 補助金請求書の提出

・補助金請求書を、各地域の県担当窓口へ提出して下さい。

8. 補助金の受領